

福島県内に発令した「労働災害多発注意報」の取組結果について

取組期間 令和3年6月10日～令和3年12月31日

発令の背景

- 福島県内の令和3年の休業4日以上の労働災害が4月末時点で対前年比6割超の大幅な増加。
 - 転倒灾害、墜落・転落災害で全体の約4割、新型コロナウイルス感染症が全体の約2割を占める。
 - 熱中症による労働災害（死亡を含む）の増加が懸念される。
- ⇒今後の労働災害の発生増加に歯止めをかけるため 「労働災害多発注意報」を発令。

< 重点取組事項 >

◎ 転倒災害防止対策の強化

- ①転倒災害防止対策の確認・徹底について事業場に対する指導の実施。
- ②『STOP!転倒災害プロジェクト』の継続実施による労働者等の意識啓発。
- ③労働災害防止団体と連携した『福島冬季転倒災害防止運動（12～2月）』の展開。

◎ 墜落・転落災害防止対策の強化

- ①建災防との共催による『福島県ゼロ災宣言運動2021』の展開と建設現場の総点検。
- ②労働災害防止団体が実施する各種労働災害防止運動との連携による指導と周知。
- ③労働災害防止団体、発注機関と連携した現場安全パトロール、監督指導の実施。

◎ 熱中症防止対策の強化

- ①『STOP!熱中症クールワークキャンペーン』の実施による熱中症予防の指導と意識啓発。
- ②福島局版リーフレット『熱中症を防ごう！』を活用した熱中症予防の指導と意識啓発。
- ③ラジオCM放送、のぼり旗の設置、チラシ掲載等による熱中症予防の周知啓発。

◎ 新型コロナウイルス感染症防止対策の強化

- ①『感染拡大防止のためのチェックリスト』等の配布による感染防止対策の取組促進。
- ②労働局及び監督署に設置した『感染拡大防止対策相談コーナー』での相談対応。
- ③感染拡大防止対策等の労使団体等への取組要請。

それぞれの取組結果等について ➡ 次ページへ



<取組結果について>

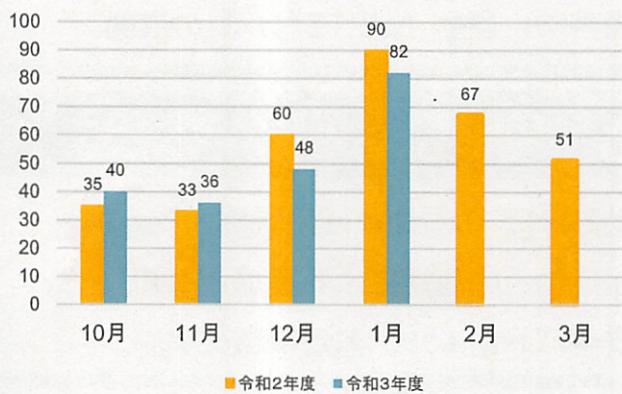
◎ 転倒災害防止対策の強化

取組内容・事例等

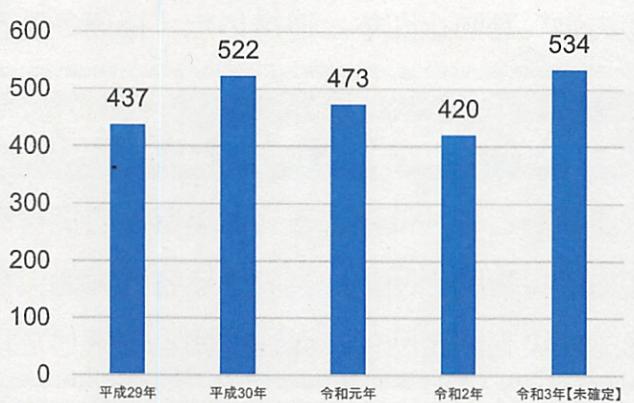
- 労働局－発生件数が多い冬季（12月～2月）を取組期間とする『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』を開催、また、取組期間中の1月には災害件数や要因等の情報を含む「更なる取組の要請」を行い、取組の徹底・強化を図った。
- 監督署－いわき署及び転倒災害の発生件数が多い福島監督署・会津監督署では、管内の発生状況や分析結果を踏まえた独自のリーフレットを作成して事業者・労働者に対する転倒災害防止の周知や注意喚起等を行った。
- 消防団体－各消防団体が文書要請や巡回指導等、転倒災害防止対策に取組むなか、港湾消防福島県支部では、マリンブリッジの路面凍結時の連絡体制の構築（情報の共有）、適切な融雪剤散布・除雪の実施、凍結注意箇所の見える化（MAP作成）等の取組を行った。

災害発生状況

転倒災害発生状況(令和2年度・3年度)
3年度は速報値



福島県内転倒災害発生状況
(平成29年～令和3年)



分析と今後の取組等

- 取組実施中の『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』については、取組期間である12月は前年同月と比べ20%の減少、1月は8.9%の減少と災害件数の減少に結び付けることができた。（運動は2月末まで継続中）
- 福島県内の転倒災害については、降雪量が多い会津地域よりも県北地域で多く発生した。積雪が踏み固められて凍結した路面状態で多くの転倒災害が発生している。
- 一定の減少が認められたところであるが、転倒災害は全体の2割以上を占めていることから今後も労働局・監督署、災害防止団体等が連携した取組が必要である。

<取組結果について>

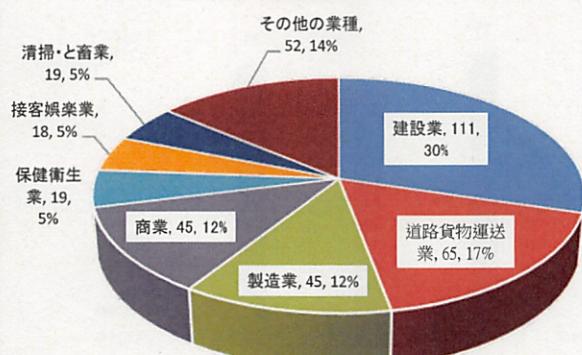
◎ 墜落・転落災害防止対策の強化

取組内容・事例等

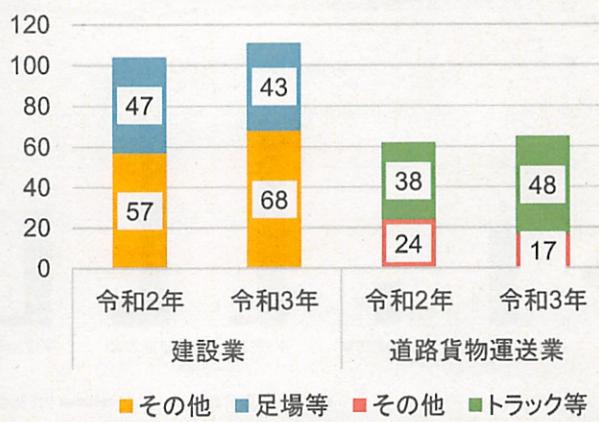
- 労働局－全国安全週間準備月間最終日の6月30日、年末年始労働災害防止運動期間中の12月14日に福島労働局長による建設現場安全パトロールを実施、墜落・転落災害防止対策の措置状況と墜落制止用器具の使用状況の確認を行った。
- 監督署－各署で発注者・施工業者との3者合同の現場安全パトロールを実施したほか、県内全署で延べ約1,000件（6～12月）の建設現場等に対する監督指導を実施した。
- 災防団体－荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）との連携による荷役作業場所の改善（陸災防）、フルハーネス特別教育の完全実施と保護具装着基準の見直し（港湾災防）、先山ゼロ災推進巡回指導（林災防）、会員事業場に対する周知と注意喚起（県協会・地区協会）等、各災防団体が墜落・転落災害防止対策に取組むなか、建災防福島県支部では、労働局と共に、事業者は事業場全体の課題、現場代理人は墜落・転落災害防止に関する事項をそれぞれ目標に掲げて「ゼロ災宣言」を行い、休業災害ゼロ達成を目指す『福島県ゼロ災宣言運動2021』を展開、会員事業場138社が参加して117社（達成率85%）が休業災害ゼロを達成した。

災害発生状況

グラフ1 業種別令和3年墜落・転落災害発生状況（速報値）



グラフ2 建設業・道路貨物運送業における墜落災害発生状況（令和3年は速報値）



分析と今後の取組等

- 福島県内の墜落・転落災害の業種別発生状況については、建設業と道路貨物運送業で墜落災害全体の約5割を占めている。（グラフ1）
- 建設業では足場等に起因するものが最も多く、2年が全体の45.2%、3年が全体の38.7%であり、道路貨物運送業ではトラック等（荷台を含む）に起因するものが最も多く、2年が全体の61.3%、3年が全体の73.8%であった。（グラフ2）
- 建設現場での作業床の設置、墜落制止用器具の使用、道路貨物運送業での荷台からの墜落・転落防止対策等について、高年齢労働者への対応も含めた一層の安全対策の充実が必要である。



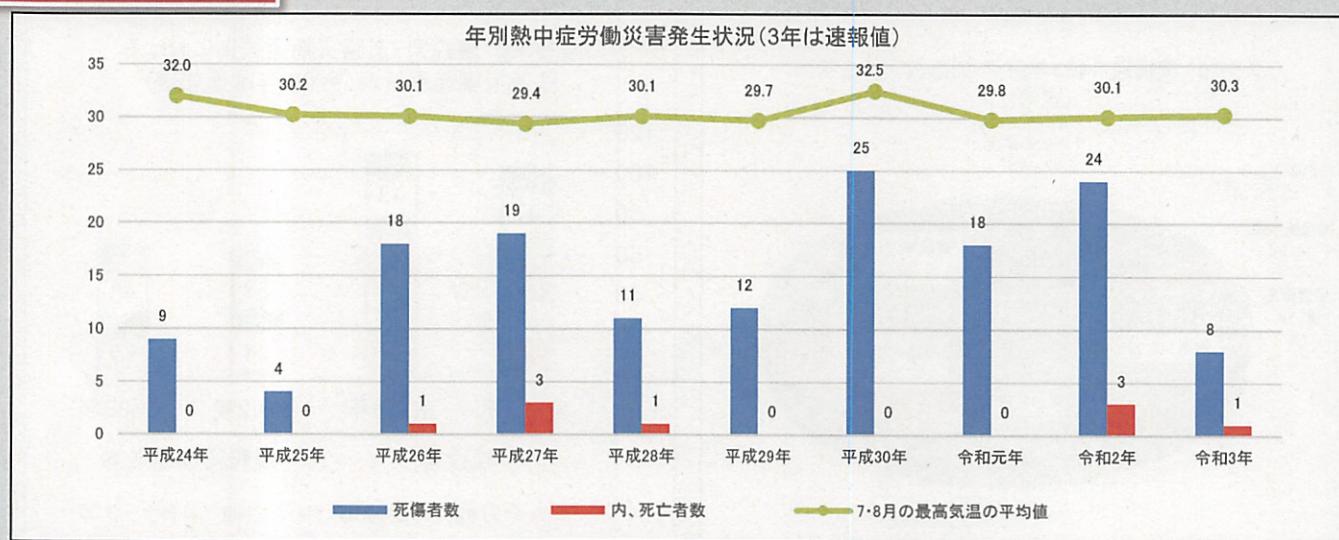
<取組結果について>

◎ 热中症防止対策の強化

取組内容・事例等

- 労働局・監督署 - ①7月を重点取組期間とする『ストップ！熱中症クールワークキャンペーン』を実施し、作業環境管理、健康管理等の実施について徹底を図るよう要請を行った。②福島産業保健総合支援センターと共同で、6月28日から8月13日まで、出勤時間帯の午前6時から7時、昼休み時間帯の12時から13時の1日2回、熱中症予防と注意喚起を内容とするラジオCMを流し、多くの労働者の耳に直接届く周知を行った。③地域ごとに配布される「ポスティングチラシ」に熱中症クールワークキャンペーンと熱中症防止対策の徹底を内容とする広告を掲載した。（配布数約56万部）④労働局が入居する合同庁舎に熱中症予防の懸垂幕及び横断幕を設置、各監督署にはのぼり旗を設置して周知を行った。
- 災防団体 - 会報等への掲載や各種会議等での説明により、広く周知・啓発を行った。

災害発生状況



分析と今後の取組等

- 福島県内の熱中症の発生については、令和2年の24件から令和3年が8件と約67%減少し、死亡災害も令和2年の3件から令和3年が1件と同じく約67%減少した。
- 気象庁が令和3年4月から運用を開始した「熱中症警戒アラート」について、令和3年に福島県にアラート発表されたのは7月が2回、8月が6回の計8回であった。令和3年に発生した8件の熱中症災害のうち半数の4件はアラート発表日に発生している。
- 過去の発生状況を見ても気温のほか湿度、風、降雨等の条件が、その発生件数に大きく影響するのが熱中症である。WBGT値を活用するとともに持病のある高年齢労働者の増加も踏まえ、更に徹底した熱中症防止対策等の取組が今後も必要である。

<取組結果について>

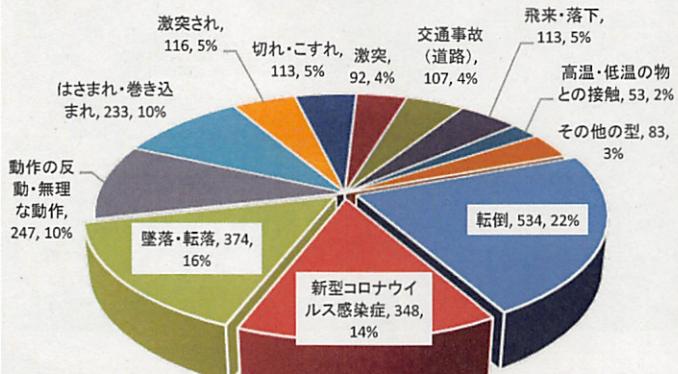
◎ 新型コロナウイルス感染症防止対策の強化

取組内容・事例等

- 労働局・監督署－職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」や「チェックリスト」などの活用や、令和3年3月に改正されたテレワークガイドラインに基づく安全衛生にも配慮した良質なテレワークの推進などにより、職場における感染症拡大防止への取組の周知を図った。
- 災防団体－会議室・事務室へのアクリル板設置、検温・手指消毒等、各災防団体が感染防止対策に取組むなか、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部では、夏季労働災害防止強調運動（7月）、年末・年始労働災害防止強調運動（12月・1月）において実施する「職場の安全衛生自主点検表」に「職場における新型コロナウイルス感染症対策」の点検項目を加えて、会員事業場の感染防止対策の実施状況確認と指導を行った。

災害発生状況

事故の型別令和3年労働災害発生状況（速報値）



自主点検票（陸災防）

・産業医の選任	・就業者・監査官等の監視
・安全衛生推進者の選任	・安全管理者、衛生管理者の選任
・安全衛生対策等に適合する設備	・安全衛生委員会の開催（月1回以上）
3 安全衛生教育の実施状況	
・個人行動の教育	・就業者・監査官等の監視
・作業内容別時の教育	・就業者・監査官等の監視
・日常の教育（危機予知訓練、ドリills、ハサミ事例活用等）	・就業者・監査官等の監視
・能力向上の教育（安全管理者、安全衛生推進者が定期教育等）	・就業者・監査官等の監視
・事故発生者に対する教育	・就業者・監査官等の監視
・被験者行動のための管理者教育	・就業者・監査官等の監視
・被験者行動のための作業担当者教育（自動車運転者、乗車客取扱者）	・就業者・監査官等の監視
4 健康管理	
・個人行動の健康診断	・就業者・監査官等の監視
・定期健康診断（年1回）	・就業者・監査官等の監視
・特定業務従事者（深夜業従事者含む）に対する健康診断（年2回）	・就業者・監査官等の監視
・過重労働対策（時間外、休日分担制導入）	・就業者・監査官等の監視
・休憩時間確保（就業時間内に休憩時間を確保して労働させた場合における時間外労働時間）	・就業者・監査官等の監視
・時間外・休日労働者1日当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	・就業者・監査官等の監視
・ストレッチャックの導入、健康管理、個人柔軟力量測定	・就業者・監査官等の監視
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施	・就業者・監査官等の監視
・職場における新型コロナウイルス感染症対策等のポリシーの実施	
△ テレワーク・時差出勤等の推進（△：体制がこれまでない人が実現可能な体制）	
△ 新規の雇用、定期的な昇給、社員リーダースクール導入等の取り組み	
△ マスク着用の徹底（マスク着用の徹底度）の評価、マスク着用率、マスク着用の徹底度の評価	

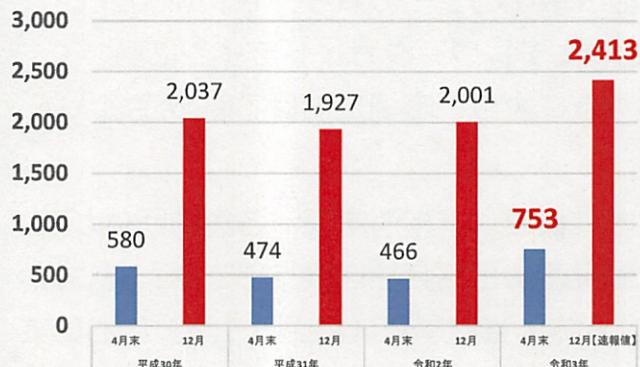
分析と今後の取組等

- 福島県内の新型コロナウイルス感染症による労働災害の発生状況については、令和2年の94件の比べて約3.7倍増加の348件であり、全体の約15%を占める。
- 「取組の5つのポイント」や「チェックリスト」などを活用した感染防止対策等については、急激に感染拡大しているオミクロン型についても有効であることから継続して取組ことが必要である。
- 世界保健機構（WHO）によれば最も高い警戒レベルを要求する「懸念される変異型（VOC）」は今後も現れるとの見解が示されているところであり、職域についても今後も徹底した感染防止対策等の取組により、感染者数を増やさないことが重要である。

< その他の関係資料について >

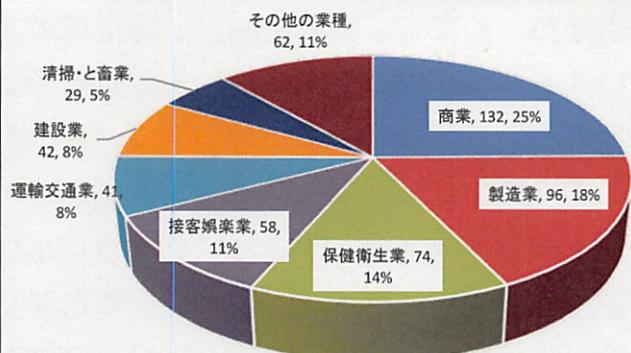
労働災害データ（13次防）

第13次労働災害防止計画期間中の労働災害件数
(3年は速報値)



労働災害データ（転倒災害：業種別）

業種別令和3年転倒災害発生状況(速報値)



会議での周知状況（陸災防）



建設現場局長パトロール（建災防参加）



熱中症防止対策



転倒災害防止対策

